

海資源活用起業・新事業創出加速化支援事業補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、沿岸広域振興局が沿岸地域における海資源を活用した起業又は新事業創出の加速化を図るため、起業又は中小企業等が行う事業に対し予算の範囲内で補助金を交付する事業（以下「補助金交付事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 沿岸地域 沿岸広域振興圏（宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町及び田野畑村）並びに県北広域振興圏の一部地域（久慈市、洋野町、野田村及び普代村）をいう。
- (2) 海資源 「いわて三陸海洋産業振興指針」（平成21年12月策定）に掲げる自然資源、人文資源、特産的資源などの三陸の「海」の多様な資源をいう。
- (3) 新事業 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業をいう。

(対象者)

第3 補助金交付事業の対象者は、沿岸地域に住所又は事業所を有する者で、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 法第2条第2項に規定する創業者
- (3) 沿岸地域に住所若しくは事業所を有する業種の異なる中小企業者で構成される団体又は沿岸広域振興局長が適当と認める団体
- (4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2号に規定する特定非営利活動法人
- (5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農事組合法人及び農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第240号）に規定する漁業協同組合及び漁業生産組合並びに森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合及び生産森林組合

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象となる事業は、原則として「いわて三陸起業・新事業創出支援ネットワーク」の構成機関による指導、協力又は連携のもとに取り組んでいる（取り組む予定のものを含む。）海資源を活用した別表の区分欄に掲げる事業とする。

3 別表の区分に掲げる事業のうち、次に該当する事業は、補助対象外とする。

- (1) 既に公的機関等の補助金を活用して実施している事業
- (2) 人材育成事業のみを実施する事業

(補助対象事業の選定)

第5 補助対象とする事業は、別に定める海資源活用起業・新事業創出加速化支援審査委員会において選定し、その選定に基づき、沿岸広域振興局長が決定する。

(補助金交付契約の締結)

第6 沿岸広域振興局長は、第4の規定により補助対象事業を決定したときは、速やかに補助金交付契約を締結するものとする。

附 則

この要領は、平成22年9月17日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。